

## 【オーストラリア】核不拡散・核軍縮に関する委員会報告書の公表

海外立法情報調査室・武田 美智代

\* 2009 年は、4 月のオバマ米大統領のプラハ演説、10 月の同大統領に対するノーベル平和賞授与の発表と、核不拡散・核軍縮の問題が国際的に注目される年となった。オーストラリア連邦議会でも、両院合同委員会が、ラッド首相の依頼を受けて 2008 年から核不拡散・核軍縮に関する調査を実施していたが、2009 年 9 月 17 日に報告書が提出された。

### 委員会報告書作成の背景

連邦議会の「条約に関する両院合同委員会」（以下、条約委員会）は、2008 年 10 月 13 日、ラッド首相から書面で、オーストラリアの核不拡散・核軍縮の目標に資するため、同分野に関する調査及び報告書の作成を依頼された。調査事項は、①オーストラリアが加盟している核不拡散・核軍縮に関する国際条約、②これら条約が、核不拡散・核軍縮分野におけるオーストラリアの目標をどのように前進させたか、③これらの条約が、より包括的、効果的なものとなるための方策、④議会間の行動は、条約をベースとする核不拡散・核軍縮体制の強化をどのように支援できるか、⑤委員会や議会は、どのように「核不拡散・軍縮に関する国際委員会」（ICNND）（注 1）の活動に貢献できるか、の 5 項目であった。

最後の ICNND とは、同年 6 月の初訪日でラッド首相が日本政府に提案し、翌 7 月の日豪首脳会談で、日豪両国の共同イニシアチブとして立ち上げたもので、核拡散防止と核軍縮に向けて国際的な議論を喚起し、2010 年 5 月に開催される NPT 運用検討会議に向けてコンセンサスを築き上げていくことを目標としている。首相からの依頼を受けた条約委員会のケルビン・トムソン委員長は、報告書の序文で、委員会が ICNND を強力にサポートすることを表明し、その調査活動は、連邦政府が推進する ICNND の活動にとって好機であるとしている（注 2）。

### 委員会の調査活動の概要

条約委員会は、2008 年 11 月、調査の実施についてメディアに公表したのち、59 の機関、団体、個人に対して調査事項に対する意見を募集した。同時に州や連邦政府の機関から提案を求めた。最終的に同委員会は、補足意見を含め合計 95 件の書面による意見を受領し、92 件の関係書類を入手した。また、2009 年 2 月から 5 月にかけて、メルボルン、シドニー、キャンベラ等で公開ヒアリングも実施した。延べ 30 名に及ぶヒアリング対象者のトップバッターが、ICNND で日本の川口順子元外相と共同議長を務めるギャレス・エバンズ元外相であった。さらに 6 月から 7 月にかけては、トムソン委員長を団長とする代表団が、核不拡散・核軍縮の運営体制において要となる国際機関の代表者と会うため、ジュネーブやウィーン、ワシントン等を訪問した。

## 報告書の概要

『報告 106：核不拡散及び核軍縮』と題する超党派の議員による報告書は、9月17日下院に提出された。報告書の中で、核不拡散体制を強化し核兵器の迅速な廃止に有効な22の勧告が提示されているが、中でも重要な2つの柱が、包括的核実験禁止条約（CTBT）発効と、兵器用核分裂性物質生産禁止条約（カットオフ条約）（注3）交渉開始の要請であった。前者は、連邦政府が米国によるCTBT批准達成に向けた努力を促進、支援すること、条約発効に必要な特定の44か国（注4）の批准を外交的に後押しすることを勧告している。後者については、連邦政府がカットオフ条約の交渉促進に向け外交努力を継続すること及びオーストラリアが前記交渉に積極的に関与できるよう交渉の舞台となるジュネーブや他の使節団に、適切に外交スタッフを派遣することを勧告している。その他、連邦政府のICNNDへの支援、核兵器禁止条約採択に向けた支援等、核不拡散・核軍縮に関係する国際的な活動への積極的取り組みが奨励されている。とりわけ、核兵器廃絶に向けた議会の役割を重視しているのが特徴的である。

条約委員会のメンバーでもあったスコット・ラDRAM上院議員（緑の党）は、報告書提出の翌日開催された上院の討議で、報告書作成に関わったすべての人々に敬意を表し、12か月に及ぶ調査活動で最大かつ重要な貢献が、オーストラリアが核兵器禁止条約の採択を支持したことであると述べている。同時に、委員会があまり触れなかったこととして、オーストラリアが世界のウランの40%を所有し、世界で2番目のウラン輸出国であるという事実を指摘した（注5）。オーストラリア自然保護財団のデビッド・ヌーナン氏は、報告書に一定の評価を与えつつ「オーストラリアは、世界最大のウラン供給国になろうとして核のリスクを拡散している限り、核不拡散・核軍縮で真に世界をリードすることはできない」としている（注6）。

## 注

- (1) ICNND の概要については、拙稿『核不拡散・核軍縮に関する国際委員会』の第3回会合開催『外国の立法』No.240-1, 2009.7, pp.44-45.を参照。
- (2) The Parliament of the Commonwealth of Australia, *Report 106: Nuclear Non-Proliferation and Disarmament*, September 2009, Canberra, p.xi.
- (3) 同条約は、CTBT に続く現実的かつ実質的な多数国間の核軍縮・不拡散措置で、核兵器国及びNPT 非締約国（インド、パキスタン等）の核能力凍結を目的とする。1993年クリントン米大統領（当時）が国連総会演説で提案し、ジュネーブ軍縮会議を交渉の場とすることが合意されたが、交渉開始に至っていなかった。2009年4月のオバマ演説により交渉開始の機運が高まっている。
- (4) CTBT 第14条の規定により、条約の附属書二に掲げられている諸国。ジュネーブ軍縮会議の構成国であると同時に、IAEA「世界の動力用原子炉」の表に掲げられている国々で、未署名・未批准国には、北朝鮮、インド、パキスタン、署名済み・未批准国には、米国、中国、イスラエル等がある。
- (5) Commonwealth of Australia, *Senate Hansard*, 17 September 2009, pp.6916-6917.
- (6) “Nuclear disarmament push gains pace,” *The Sydney Morning Herald*, September 17, 2009.